

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

福井県警察職員の勤務時におけるサングラスの着用について

警察職員の勤務時におけるサングラスの着用については、これまで交通機動隊等一部の所属に着用が限定されていたところであるが、直（反）射日光等の眩しさによる車両運転時における交通事故の防止や警察活動の円滑な遂行を図るため、下記のとおり、警察職員の勤務時におけるサングラスの着用に関する基本的事項を定め、令和6年1月4日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 サングラスの定義

本通達におけるサングラスとは、「直（反）射日光による眩しさを防いだり、強い太陽光線から眼を保護するための色つきのレンズを用いた眼鏡」をいう。

2 サングラスを着用することができる要件

サングラスを着用することができる要件は、次のとおりとする。

- (1) 警察車両（二輪車を含む）を運転する場合（補助者として乗車する場合を含む。）
- (2) 船舶や航空機を運行する場合（操縦及び同乗を含む。）
- (3) 屋外における業務遂行に当たり、防眩対策上必要と所属長が認めた場合

3 着用することができるサングラス

着用することができるサングラスは、不体裁にならない形及び色とし、不体裁とするサングラスの形状及び色調の目安は次表のとおりとする。

形 状	<ul style="list-style-type: none">・レンズが極端に大きく顔からはみ出る・レンズの形が鋭角になっている・フレームが極端に大きい・フレームが極端につり上がっている・商品ロゴマークが目立つ・跳ね上げ式になっている
色 調	<ul style="list-style-type: none">・レンズ表面が鏡（通称「ミラー」）・レンズ表面がグラデーション（通称「レインボウ」）・レンズの色が段階的に変色（通称「調光レンズ」）・フレームの色が原色や蛍光色等、派手なものでないもの

4 サングラスの調達

サングラスの調達は、着用する各警察職員がするものとする。

5 所属長の事前承認

不体裁にならない色及び形のサングラスの着用を徹底するため、サングラス着用の事前承認表（別記様式）により、年度ごとに所属長による事前承認を得ること。

6 その他

福井県警察職員職務倫理及び服務に関する規程（平成12年福井県警察本部訓令第1号）第9条により、「警察職員は、常に動作、服装その他身辺の清潔、端正を保ち、社会道徳を重んじて、警察職員としてふさわしい品位の保持に努めなければならない。」とされており、サングラスの着用で県民に不快感を与えることがないように、サングラスを着用する場合には、その形状、色調が派手又は奇異なものにならないよう充分配慮すること。

別記様式省略